

4 大学院学生の学業成績基準（授業料免除判定用）

研究科	学業成績基準
全研究科共通	<p>1 第1年次 入学試験の合格をもって基準を満たすものとする。</p> <p>2 第2年次以上 ①各研究科で定める標準修得単位数を修得した者、又は、修得した授業科目の学力評点により研究科長が学業優秀であると認めた者 ②標準修得単位数及び学業優秀の判定基準については、課程毎に定める。</p> <p>3 学力評点の順位を付ける対象学生数が1名の場合 上記1及び2①の基準により、判断する。</p>

(熱帯医学前期・グローバルヘルス研究科)	<p>1 第2年次 (1) 第1年次末までに (2) 各コースの標準修得単位数に定める単位数を修得した者、又は、学力評点が2.8点以上の者。 (2) 各コースの標準修得単位数は、次のとおりとする。 ○ 国際健康開発コース 20単位 ○ ヘルスイノベーションコース 20単位 ※熱帯医学コース（1年課程）は該当なし ※各サテライトコースは12単位とする。</p> <p>2 学力評点の算出方法 学力評点の算出方法は、次のとおりとする。なお、学力評点は小数点以下第2位を四捨五入する。</p> $\text{学力評点} = \frac{\text{A Aの単位数} \times 4 + \text{Aの単位数} \times 3 + \text{Bの単位数} \times 2 + \text{Cの単位数} \times 1}{\text{総修得単位数}}$
(熱帯医学後期課程)	<p>1 第2年次以上 博士研究資格審査（QE）の合格をもって基準を満たすものとする。 ただし、学生の責めに帰さないやむを得ない事情により、所定の期間に博士研究資格審査（QE）の実施ができていない場合は、研究進捗状況に基づき、専攻長及び指導教員が協議のうえ、合格と同等と認められた者について、基準を満たすものとする。</p>